



これからの日本に景観行政は必要ですか？

～水戸市の自然、歴史、文化の景観資源を活かした景観形成～

急速な人口減少社会への突入、災害の激甚化・頻発化、感染症リスク・巨大地震リスクの増大など、現代を生きる人間を取り巻く環境は大きく、厳しく変化しています。そうした環境のなかで、人々は日々の命を守ることを第一優先に考えざるをえず、行政に対しては、安全で持続可能な暮らしができる環境の提供を何より求めています。

そのような時代において、「景観」そして「景観行政」の意義は何でしょうか？人々に提供できる価値は何なのでしょう？そもそも景観行政は必要なのでしょうか？景観行政に携わる者たちには、そうした根源的な問いを改めて突き付けられる時代となっています。

ここでは、水戸市がこれまで行ってきた景観行政の成果を確認し、ご紹介いたします。このポスターを見た方が、優れた景観のもたらす意義や価値について少しでも思いをめぐらしていただいたり、感じていただいたりすることを願っています。

景観×専門家

都市景観専門委員

専門的かつ技術的知見が求められる景観行政の分野では、景観に関する専門家との連携が非常に重要です。本市では、景観、色彩、建築、都市計画などに知見を持つ専門家との連携を図るため、「都市景観専門委員」を委嘱し、案件等に応じて、専門委員の助言や調査をいただきながら、景観行政を進めてきました。

例えば、景観法の届出にあたり、景観に大きな影響を与えるおそれのある特に大規模な建築物の建築等に当たっては、都市景観専門委員による事前調査を行っています。事業者に対して専門的かつ具体的助言・指導が可能となり、また、助言・指導を踏まえた対応がなされたことで、景観向上が図られました。



専門委員による議論・現地調査

1987（昭和62）年
・文化行政に関する基本方針策定
→「都市景観の創造」を位置付け

1991（平成3）年
・水戸市景観基本計画策定

1992（平成4）年
・水戸市都市景観条例制定

1994（平成6）年
・都市景観アドバイザー制度導入
（都市景観専門委員）

1995（平成7）年
・水戸市公共施設等景観形成推進規程制定
・水戸市公共施設景観形成ガイドライン策定
・水戸市サインマニュアル策定

2002（平成14）年
・景観条例に基づく都市景観重点地区指定
（備前堀沿道地区）

2008（平成20）年
・水戸市景観計画策定、景観条例改正
・大規模建築物等を自主条例から景観法に基づく届出に移行（数値による色彩基準導入等）
・大規模建築物等のうち特定届出行為の都市景観専門委員による事前調査開始

2010（平成22）年
・水戸市屋外広告物条例制定
・屋外広告物条例に基づく「屋外広告物特別規制地区」の指定
・高度地区指定

2014（平成26）年
・水戸市風致地区条例制定

2017（平成29）年
・景観協定の認可

2019（平成31）年
・景観条例に基づく都市景観重点地区指定
（弘道館・水戸城跡周辺地区）
・屋外広告物条例に基づく屋外広告物特別規制地区の区域拡大
（弘道館・水戸城跡周辺地区）

2020（令和2）年
・あなたが見つけた水戸の景観30選を選定

2021（令和3）年
・景観法に基づく景観重要建造物の指定
（水戸城大手門、二の丸角櫓、土堀及びその敷地）

2025（令和7）年
・水戸市景観計画の改定
（予定）

水戸の景観資源

千波湖や桜川をはじめとする水とそれらを取り囲む多くの緑地等の豊かな自然、弘道館や偕楽園等の歴史的・文化的資源、さらには、県都として集積が進む都市機能、水戸芸術館や水戸市民会館といった現代的建築物など、多様な景観資源の積極的な保全・活用により、水戸ならではの個性と魅力を感じられる景観形成を行っています。



景観×歴史まちづくり

都市景観重点地区、屋外広告物特別規制地区、弘道館・水戸城跡周辺地区

住民・事業者・行政による協働のもと、全市を挙げて歴史まちづくりを進めている「弘道館・水戸城跡周辺地区」について、歴史まちづくりの動きに連動して、地区の良好な景観を保全し、魅力をより高めていくため、2019（平成31）年から、当該地区を「都市景観重点地区」に指定するとともに、重要な視点場である水戸駅北口ペDESTリアンデッキから二の丸角櫓方面や大手橋上から水戸駅方面への眺望景観等を保全するため、『屋外広告物特別規制地区』の区域を拡大しました。

商業地域においては、今まで高彩度の赤や黄といった目立つ色彩の屋外広告物が多く掲出されていましたが、事業者の皆さまに本市のまちづくりの取組にご理解、ご協力をいただき、景観に配慮した屋外広告物に改修等していただきました。

※「弘道館・水戸城跡周辺地区」における景観づくりの取組は、「都市景観の日」実行委員会が主催する2023（令和5）年度「都市景観大賞」において、「特別賞」を受賞しています。



左の屋外広告は、二の丸角櫓の復元整備の以前から設置されており、駅近くの商業地域というので、鮮やかな黄色や水色などの色彩が使用されていました。

事業者の皆さまに本市のまちづくりへのご理解、ご協力により、茶色系で歴史的景観になじむ仕上がりしていただきました。事業者の皆さまありがとうございます。

景観×屋外広告物（眺望保全）

屋外広告物特別規制地区 | 偕楽園・千波湖周辺地区

2010（平成22）年に市屋外広告物条例を施行し、市全域において、良好な景観の形成・維持を図るため、屋外広告物の規制を行っています。特に、偕楽園・千波湖周辺では重要な視点場からの眺望景観を保全するため、屋上利用広告物や鮮やかな色彩を使用した広告物の設置を制限しています。

＜千波湖畔から中心市街地方面への眺望景観＞



シミュレーション：屋外広告物により眺望景観が阻害された場合

現在：眺望景観が阻害されていない状況を維持できている。

景観×自然

風致地区

都市計画法に規定される「風致地区」は日本で最初の景観、緑地保全の制度であり、本市では、三の丸、千波風致地区の2地区を1933（昭和8）年に初めて指定して以来、これまで合計7地区、総面積539haの風致地区を指定してきました。

地域主権一括法の施行（※）に伴い、本市の風致地区の特性を踏まえた市独自の風致地区条例を平成27年に施行しています。市内において建築行為等を行う際には許可が必要であり、緑化率などの基準への適合が求められます。

本市では、住宅系地域にも風致地区に指定されていることが特徴で緑豊かなうららかな環境が形成されています。

※ 水戸市風致地区条例の制定は「地方分権における成果事例」として内閣府に紹介されました。



景観×水辺空間

都市景観重点地区 備前堀沿道地区

備前堀沿道地区は、商店街に隣接した備前堀及びその沿道地区です。備前堀は、江戸時代初期に農業用水と千波湖の洪水対策のために造られた歴史的な用水路であり、昔からの地域の人々の生活に密着した水辺空間として親しまれてきました。

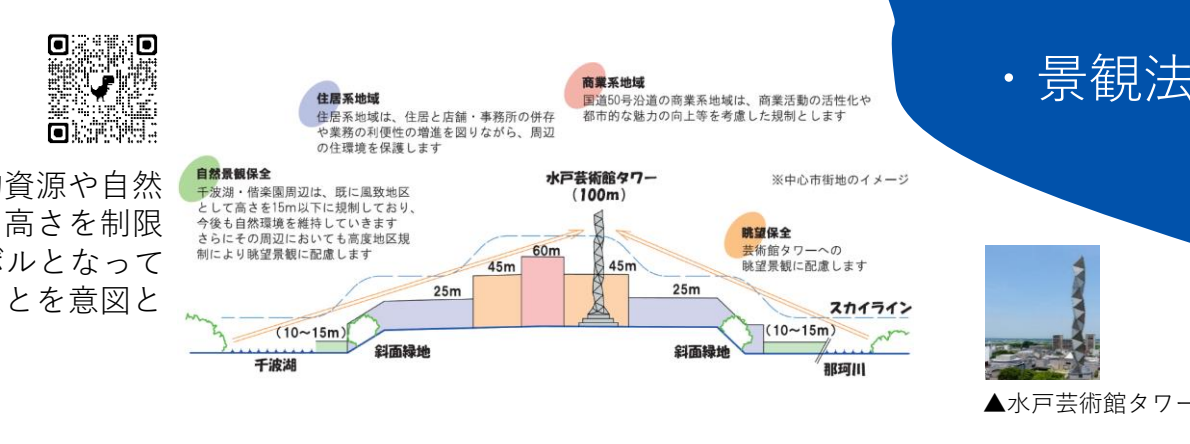
2002（平成14）年に歴史的親水空間と調和した落ち着いた落ち着いたおののけのある水辺空間づくりを行う地区として、都市景観条例に基づき備前堀沿道地区を都市景観重点地区に指定し、地区の特性を踏まえた、景観づくりが進められています。



景観×高さ

高度地区の指定

良好な住環境や秩序ある都市環境を維持するとともに、歴史的資源や自然と調和したまちなみや良好な眺望景観を保全するため、建築物の高さを制限する高度地区を2010（平成22）年に指定しました。まちのシンボルとなっている水戸芸術館タワーを中心としたスカイラインの保全を図ることを意図とした制限値を設定しています。



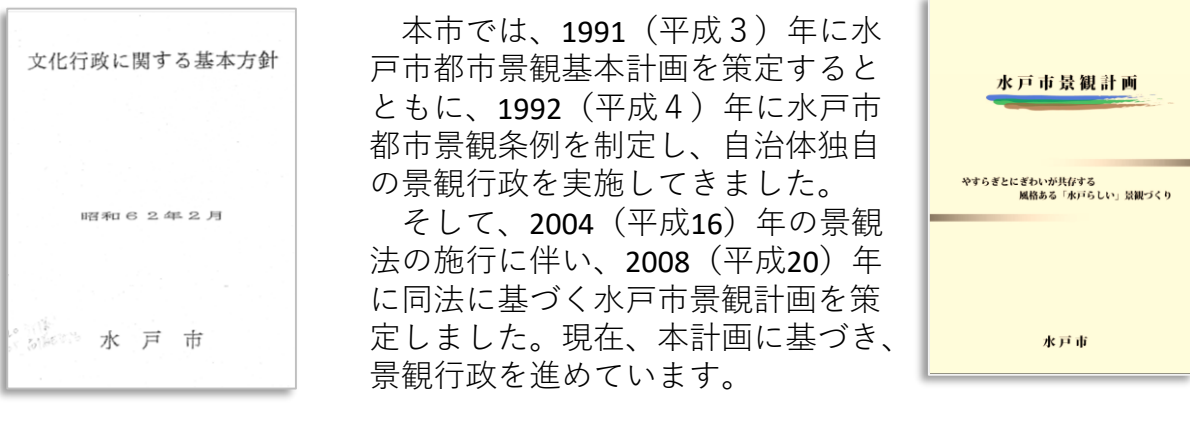
景観×文化

文化行政に関する基本方針

本市では、1987（昭和62）年に「文化行政に関する基本方針」を策定し、この方針において、文化行政の一環として「都市景観の創造」を位置付け、「景観行政」を本市の重要な施策として進めていくことを宣言しました。

本方針では、市の全域にわたり、人間の様々な活動や市民生活を反映した美しさ、さらに、文化的な香り、親しみ、バイタリティーなどが感じられる景観づくりを進めていくことを謳っています。

「景観行政」を本市が進めていくべき政策として正面に捉えたうえで、具体的な施策を位置付けた最初の方針です。いわば、水戸市の景観行政の出発点といえます。



景観×計画

水戸市景観計画の策定

本市では、1991（平成3）年に水戸市都市景観基本計画を策定するとともに、1992（平成4）年に水戸市都市景観条例を制定し、自治体独自の景観行政を実施してきました。

そして、2004（平成16）年の景観法の施行に伴い、2008（平成20）年に同法に基づく水戸市景観計画を策定しました。現在、本計画に基づき、景観行政を進めています。

【参考】国における景観法審議過程（第159回国会参議院国土交通委員会第22号（平成16年6月24日）会議録 抜粋）

「景観法関連～問題でなければ、地方自治体の方がこの問題では先走りに進んでいくべきです。先走っている自治体があるから、国は後を追って進んでいくという状況は、自治体関係者から意見が出されています。先走っている自治体は、景観行政の足引っ張ることを懸念しています。国は、先走っている自治体から意見を聞き、多くの自治体で努力が重ねられてきたこの景観行政、足引っ張ることは避けたいですね。この点は大丈夫ですか。」（富樫三委員質問）

「今回の景観法の立案に当たっては、まず地方の公共団体でどんな取組をされているか、という点についてお聞きしたいところをお聞きするところから始めました。足を引っ張るのではなく、バックアップするというのが今回の景観法の目的でございます。」（政府参考人 竹倉誠・国土交通省都市・地域整備局長答弁）

景観法は、もともと自治体が行って行ってきた景観行政という政策領域について、国が後押しする流れで法を制定し、大きな発展につながったという独自の経緯があります。いわば、景観法の歴史は「自治体と国の協働の歴史」といえます。

景観行政は、国の大局的かつ総合的な視点と、自治体の実務に根差した知見を踏まえた国への積極的な提案等を掛け合わせることで、新たな化学反応とシナジーを生み出し、さらなる進展が可能と考えます。

今後の展望

景観づくりの意義とは、単にまちの景観が良くなるというだけのものではありません。人口減少社会において、社会の変化が著しい、新しい時代に対応し、様々な選択肢から選ばれるまちとなっていくためには、水戸の個性と魅力を伸ばしながら、将来にわたって発展し、暮らしたいと思える都市としていかなければなりません。

その実現の原動力となるのは「人」であり、人の心を豊かにすることが求められます。

良い景観は、生活的にも、心理的・精神的にも、人々を豊かにします。人が良い景観を生み、また、良い景観が人を豊かにするという循環が生まれます。

水戸市における景観づくり、景観行政の意義とは、水戸市に関わる人々の様々な側面における豊かさの向上、水戸のまちの魅力の向上、ひいては、水戸市の価値の向上にほかなりません。

よって、私たちは景観行政が必要だと考えます。